

○厚生労働省告示第三十二号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十三年厚生省告示第三百七十号）第1のAの2に規定する安全性審査の手續を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成三十年二月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た生物

品種又は品目	名 称	申 請 者
大豆	高オレイン濃含有大豆D.P-305423-1及び 除草剤グリホサート耐性大豆MON89788系 統を掛け合わせた品種	デュポン・プロダクシ ン・アグリスイ エンス株式 会社
大豆	高オレイン濃含有大豆D.P-305423-1及び 除草剤ジカノン耐性大豆MON87708系統を 掛け合わせた品種	デュポン・プロダクシ ン・アグリスイ エンス株式 会社
大豆	高オレイン濃含有大豆D.P-305423-1、除 草剤グリホサート耐性大豆MON89788系統 及び除草剤ジカノン耐性大豆MON87708系 統を掛け合わせた品種	デュポン・プロダクシ ン・アグリスイ エンス株式 会社